

# 令和5年度公用車車検点検業務委託

## 特記仕様書

### 1 目的

本仕様書は佐賀東部水道企業団（以下「委託者」という。）が保有する車両（以下「車両」という。）の安全な運行に資するため、その法令に基づく点検整備等維持管理を受託した者（以下「受託者」という。）の業務範囲及び内容を定めるものである。

### 2 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、道路運送車両法（以下「法」という。）及びその他関係する法令等を遵守しなければならない。

### 3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

### 4 業務内容

#### (1)車検業務（法第62条に規定する検査）

契約期間中に別紙1「車検整備対象車両一覧表」に記載する車両に対して行う。車検に係る基本料（代車費用を含む。）、代行検査手数料、納車・引取料は契約金額に含めるものとする。なお、法定費用（検査登録印紙税、自動車重量税、自動車損害賠償保険料）については、委託者による立替払いとし、後日点検経費とともに支払うものとし、契約金額に含まれないものとする。

また、車検完了後には更新された車検証の写しを委託者へ提出しなければならない。

#### (2)定期点検業務（法第48条に規定する点検）

契約期間中に別紙2「法定点検整備対象車両一覧表」に記載する車両に対して法定定期点検（6ヶ月点検もしくは12ヶ月点検整備）を行う。点検に係る基本料（代車費用を含む。）、納車・引取料は契約金額に含めるものとする。

また、点検完了後には、点検整備記録簿の写しを委託者へ提出しなければならない。

#### (3)車検及び定期点検に伴う整備業務

別紙3「車両整備内容一覧表」（以下「整備表」という。）に基づき、上記(1)及び(2)の業務に係る整備を行う。整備表に記載された整備において、消耗品等に交換の必要が生じた際の一切の費用は契約金額に含まれないものとする。整備表に記載された整備、

その他必要な整備を行う場合は、その都度委託者の了承を得た上で行うものとし、その費用は、別途委託者が負担する。

## 5 車両の引き取り及び納車

### (1)引き取り

#### ① 場所

受託者は、前項各号の業務を行うにあたり、車両の引き取りを行う。なお、車両の引き取り場所は、原則として配置場所とし、車両が配置場所以外の場所において自走不能の状態に陥り、または安全上の理由から自走して配置場所へ帰着することが適当でない場合又は委託者が申し出た場合は、委託者と受託者が協議の上、引き取り場所を定める。

配置場所 佐賀市兵庫町大字西淵 1960-4（本庁）  
三養基郡みやき町大字東尾 737-5（三養基営業所）  
三養基郡みやき町大字江口 3986-1（北茂安浄水場）

#### ② 費用

車両の引き取りに係る費用は、契約金額に含めるものとする。

### (2)納車

#### ① 場所

受託者は、対象車両の配置場所に納車する。ただし、委託者が申し出た場合は、委託者と受託者が協議の上、別に納車場所を定める。

#### ② 費用

納車に係る費用は、契約金額に含めるものとする。

## 6 代車について

受託者は、4の業務の履行にあたり、前項各号に定める車両の引き取り及び納車を行うまでの間、代車を貸し出すものとし、その費用については、車検に係る基本料に含めることとする。

## 7 支払い

委託者は、車検点検及び修繕の実施後、受託者からの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は別途協議する。